

令和6年度第2回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
1. 開会 能城係長	(15 : 00) 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和6年度第2回富津市障害者総合支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日の進行を務めます、障がい福祉課の能城と申します。よろしくをお願いいたします。 会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 (配付資料確認) よろしいでしょうか。 それでは、会議を始めさせていただきます。 初めに、本日の協議会の出席者は15名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席がございますので、会議は成立します。 また、本協議会は、富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。 この規定により、本協議会につきましても、傍聴者の受入れ体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。 また、会議録作成のため、録音機を使用させていただきますので、ご了承願います。 次に、音響設備について説明いたします。会議の中で発言をされる場合は、挙手の上、議長から指名をされたら、職員がマイクをお持ち

	しますので、そのマイクを使用して発言していただきますよう、お願いいたします。
2. 会長あいさつ	
能城係長	それでは、次第の2「あいさつ」でございます。富津市障害者総合支援協議会 島津会長からご挨拶いただきたいと思います。 島津会長よろしくお願いいたします。
島津会長	みなさんこんにちは、本日は令和6年度第2回の富津市障害者総合支援協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様、そして部会員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。 協議会の方は今年2回目ということですが、特に大きな活動等は、部会の方でやっていただいているんですが、協議会の方としては、1月20日にパラスポーツの体験会、車いすバスケの選手の方と市原ボッチャクラブの方々が富津小学校の方に来ていただいて、児童等も非常にいい交流ができたということで、子ども達も最初、車椅子に乗ってバスケットをやるのもなかなか上手いかなかったんですが、その選手の指導のもと、最後にはミニゲームまでできるようになったということで、障がい者への理解も進んだんじゃないかなと思っております。 今後も行政の方と相談しながらそういった形で何かしら、障がい者にふれあいができるような催しができたらいいなと思っております。 今日の会議の方ですが、議題としては3つ挙がっております。 こちらの議題も皆様方に審査、審議を行っていただいてスムーズに会議が進めば良いなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
能城係長	ありがとうございました。 それでは、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第1項に「協議会の会議は会長が招集し、その会議の議長となる。」とありますので、これからの議事進行は島津会長にお願いしたいと存じます。 島津会長よろしくお願いいたします。

島津会長	それでは議長として会議を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 議題に入る前に会議録の署名人を決める必要があります。 私の指名する方をお願いするということでご了承いただけますか。 （異議なし） ありがとうございます。それでは会議録署名人に「富津市あゆみの会」長谷川委員と「富津市社会福祉協議会」川名委員のお2人をお願いしたいと思います。 なお、お二人には後日事務局が調整した会議録を確認いただき、署名をお願いいたします。
3. 議題	（１）令和６年度部会等活動報告及び令和７年度部会等活動方針について
島津会長	それでは、議題に入ります。 議題（１）「令和６年度部会等活動報告及び令和７年度部会等活動方針について」を議題とします。 説明につきましては、就労支援部会、地域生活支援部会、子ども部会、権利擁護部会の順に各部会長より説明をお願いします。 また、連絡調整会議、差別解消会議、広報会議については、事務局より説明をお願いいたします。 それでは、初めに就労支援部会から説明をお願いします。
近藤部会長	今年度就労支援部会の部会長をやらせていただいております、特定非営利活動法人シェーネ・ルフトの就労継続支援Ｂ型、就労支援センター「シェーネ・シュレー」の近藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。 令和６年度の就労支援部会の活動の進捗についてご報告させていただきます。 就労支援部会は、富津市内に居住する障がい者の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備をしていくことが役割だと考え、障がい者と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動を

行っております。

1 ページ目なのですが、活動の日時、場所、内容をご参照いただけたらと思います。

3 月 1 9 日に農福連携ということで、市民会館でこれから講演会を行わせていただく予定となっております。

次に、障害者就労支援物産展についてご報告申し上げます。

概要は、市内各事業所の生産物を定期的に販売する機会を設けることで、販売促進と障害者優先調達推進法の周知を図ることです。

運営方針といたしましては、毎月第 2 第 4 木曜日に富津市役所の 1 階で実施いたしております。

評価といたしましては、市内就労継続支援 B 型事業所 5 事業所が参加し、中止することなく予定回数を実施することができました。

また、今年度は優先調達パンフレットの更新を行いました。

販売促進と障害者優先調達推進法の周知を目的とした、市役所以外の商業施設の駐車場を利用するなどの販売方法についての検討が、残念ながら今年度はできませんでした。

次に、農福連携について調査と検討の方、ご報告申し上げます。

概要は、農業と福祉が連携し、障がい者が適性に応じた農作業に従事することで、農業にとっては労働力の確保、福祉にとっては障がい者の就労推進を目的とした取り組みとなります。

評価といたしましては、就労支援部会として、農福連携についての知識と理解を深めるため、農福連携を行う予定の農家と就労継続支援 B 型事業所との意見交換の場を設けました。

また、夷隅地域で農福連携を実際に行っている障害者就業・生活支援センターピア宮敷、「ナカボツ」と言われているところなんですけれども、そこへ視察に行かせていただいております。

先ほど申し上げました、3 月にピア宮敷の担当者様による農福連携に関する講演会の開催を予定している他、こちらは千葉県の方からも協力を得て、この研修は参加していただく方向で現在調整をしております。

最後になりますが、令和 7 年度の活動方針です。

障害者就労施設物産展については、月 2 回、第 2 第 4 木曜日の市役所での開催を予定しております。

また、引き続き商業施設の駐車場を利用する等、販売方法の検討及び優先調達法の周知については、優先調達パンフレットの活用を含め、幅広く検討して参りたいと思っております。

	令和6年度に引き続き、農福連携に関する知識と理解を深め、現地の見学、さらに内容を深めた研修を行うことを目指しております。 以上でございます。ありがとうございました。
島津会長	ありがとうございました。 各部会の説明が終わってからご質問等を受けたいと思います。 よろしくお願いします。 次に、地域生活支援部会の方から説明をお願いします。
幾野部会長	今年度、地域生活支援部会長をやらせていただいております、社会福祉法人薄光会「太陽のしずく」の幾野と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 説明の資料としては、3ページ、4ページになります。まず3ページの部分で、令和6年度の活動の進捗ということで、地域生活支援部会は、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、連絡・調整・研究・広報等を行っています。 関係機関とのネットワークの構築や、障がいのある人が地域生活を送る上で様々なサポートに繋がるような取り組みを検討しており、地域にある資源の情報収集や当事者の意見を伺い、有事の際に落ち着いて行動できるような仕組み作りを、関係機関とともに取り組んでいるところでございます。 令和6年度の活動内容については3ページの資料にお示ししてある通りでございます。 地域の体制作りとしての概要ですが、地域の支援者、民生委員さんの担う役割等について学び、部会の民生委員への理解を深めるための研修会を実施します。また、前年度の部会において、有事の際における支援について勉強したいとの希望があったため、防災や災害時の地域支援のあり方について具体的に検討するための研修会も企画していくということで活動して参りました。 その評価として、地域の支援者としての民生委員児童委員の役割と事例紹介や、実際に活動する中での困ったこと、嬉しかったことなどを聞き、各部会員の職務として、民生委員児童委員とどのようなことが連携できるかを検討することができました。 続いて、令和7年度の活動の方針ですが、地域生活支援部会として、有事の際における地域支援のあり方を検討し、平時のときから具

体的に備えられる体制整備を目指し、まずは各職種の普段の役割を共有したり、過去に実際にあった災害の経験や反省点などから、有事の際の避難方法や、平時に用意しておくべきだったことの振り返りや福祉避難所などについての研修会を企画していきたいと考えているところです。

地域生活支援部会からの報告は以上です。

島津会長

ありがとうございました。

それでは、次に子ども部会からお願いいたします。

小原部会長

子ども部会の部会長をしております小原と申します。私自身はペアレントメンターもやっています、障がい児の保護者であります。説明いたします。5ページです。

子ども部会令和6年度の活動と進捗です。

子ども部会は保護者、当事者団体、保育所（園）、幼稚園、教育機関など多様な機関で構成され、障がい児支援に関する事項の調査審議に係る事務を所掌しており、併せて保護者や支援者支援のための活動を行っています。

活動としては、6月24日に子ども部会の打ち合わせ、12月11日に子ども部会の打ち合わせをしました。

またスキルアップ講座を行いまして、その概要ですが、障がいのある子どもに関わる支援者の支援を目的に活動を行う。

運営方針は、乳幼児、学童期、児童施設など子どもに関わる専門職員のスキルアップ講座を企画しました。

11月27日に君津中央病院大佐和分院に講師を依頼しまして、1月31日に市役所1階大会議室において、スキルアップ講座「小児科医師との座談会」を開催いたしました。

評価としましては、子どもに関わる支援者・指導者向けとして、講師に君津中央病院大佐和分院内科・小児科医師の先生をお招きしまして、大佐和分院の機能や小児科医師の仕事についてご講義いただき、その後に座談会を開催しました。

関心の高さから34名の参加がありまして、アンケートから「もっと質問をしたかったが時間が足りなかった。」「今後も意見交換の場を作ってほしい。」といった回答がありました。

これからも定期的な開催をしたいと検討しています。

子育て交流会の概要としましては、障がいのある子どもの保護者

やその家族を支援することを目的に活動を行っています。

運営方針としては、障がいのある子どもの保護者やその家族の日頃の悩み、支援方法なども含む、について、指導者、支援者、先輩保護者たちと一緒に解決方法の糸口を見つけることを目的に、定期的に、毎月第2火曜日の10時から12時に市役所内会議室で交流会を実施しています。

また、保護者等が支援情報を得るために、行政サービスや事業所等の紹介をしています。

表のとおりに行いましたが、2月は11日が火曜日だったのですが、祭日のため行っておらず、3月は予定通り行います。

評価としては、概ね毎月1回開催し、幼児から学童期、成長期、成人した子を持つ保護者が参加し、様々な意見交換を行い、保護者同士の同じ悩みを持つ親として情報を共有することで、精神的な負担の軽減に繋がりました。

こども家庭課主催の「ふつつ子育てLINE」で周知できるかを検討しているところです。

令和7年度の活動方針としては、スキルアップ講座として発達障がいを広義的に捉え、関連するテーマの講座を開催し、講座後の振り返りにて、次回以降の講座の題材を検討する。

子育て交流会は、誰でも参加できるように、現在の開催形態、市役所内の会議室で毎月第2火曜日の10時から12時を継続し、広報紙や障害者手帳交付時に周知を行う。

以上です。

島津会長

ありがとうございました。

次に権利擁護部会をお願いします。

平野部会長

権利擁護部会で会長を務めております、社会福祉法人薄光会「豊岡光生園」で生活支援員をしております平野と申します。

よろしくお願いいたします。

令和6年度の活動の進捗ということで、権利擁護部会は障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくりを目標に活動しています。

今年度は、あったかふつつエンジョイトークのテーマを事業所向けとして、当事者との距離が近い方の学びの場となることを第1目標といたしました。

	部会員の活動日時、内容については資料の方をご参照ください。 あったかふつつエンジョイトークについてですが、権利擁護に関する勉強会を開催するとともに、次年度の勉強会の計画を作成します。 運営方針ですが、地域の支援者・関係者間等において課題を共有しながら、交流・研究し、地域支援のネットワーク作りを目的としております。 あったかふつつエンジョイトークに関しての活動日時、内容に関しては資料の方をご参照くださいませ。 評価といたしましては、今年度は合理的配慮、意思決定支援と具体的な2つのテーマをもとに2回開催をいたしました。 テーマを具体化したことで、幅広い立場の支援者に対し、いろいろな視点による支援のあり方について、話し合う場を設けさせていただきました。 続きまして、令和7年度の活動方針となります。 令和7年度は、あったかふつつエンジョイトーク、今回の研修テーマである意思決定支援について、研修に参加できなかった事業所などを対象に、今回の研修を録画したものを利用して、部会員が事業所などを訪問し研修の開催を予定しております。 権利擁護部会からは以上です。
島津会長	ありがとうございました。 続いて連絡調整会議、差別解消会議、広報会議の方をお願いします。
峯岸副主査	障がい福祉課担当の峯岸と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、まずは連絡調整会議についてご説明いたします。 資料の10ページから11ページをご覧ください。 令和6年度の活動および評価につきましては、会議を3回実施し、各部会の活動状況や今後の活動について相互に確認し、指摘し合うことで、部会自体の活動の幅を広げるとともに、各部会との連携に繋がりました。 また、障がいへの理解やパラスポーツの普及促進を図るため、協議会主催のイベントとしまして、富津小学校の5、6年生を対象としたパラスポーツ体験会を実施し、車いすバスケットボールやボッチャの体験会を行いました。

令和7年度の活動方針につきましては、引き続き各部会の活動状況や、協議会の全体の運営方針の確認を行い、また、協議会の各種イベント開催に関して参画していきます。

続きまして12ページをご覧ください。

次に障がい者差別解消会議ですが、令和6年度の活動および評価につきましては、実際の相談がなかったため、会議の開催はなく、市の広報紙による啓発活動を実施しました。

続いて、令和7年度の活動方針につきましては、障害者差別解消法に基づく相談があった場合には、随時会議を開催します。また、各部会との連携を図り、福祉関係者だけではなく、企業をはじめ、広く一般での理解の促進のため、広報紙などによる情報発信を行います。

13ページをご覧ください。

最後に広報会議ですが、令和6年度の活動および評価につきましては、障がいに関する理解を促すため、市内の小・中学生を対象に、障がいをテーマとしたポスターコンクールを開催しました。

啓発物品も納品され次第、市役所窓口等で配布していく予定です。

また、富津市障害者総合支援協議会の広報紙「もごっち」も市内全戸に配布の準備を進めているところでございます。

14ページをご覧ください。

続いて、令和7年度の活動方針につきましては、障がいをテーマとしたポスターコンクールを開催し、受賞作品を活用した啓発物品による広報活動を行い、障がいに関する理解の啓発を図ります。

また、富津市障害者総合支援協議会の広報紙「もごっち」を継続的に発行します。

さらに福祉教育推進プログラムを活用し、学校への情報提供を行い、学校の福祉教育に関する相談窓口を担当していきます。

以上で連絡調整会議、障害者差別解消会議、広報会議についての説明を終わらせていただきます。

島津会長

ありがとうございました。

それでは今、各部会長および事務局より説明がございましたけれども、委員の皆様方、何かご質問等はございますでしょうか。

小池委員

地域作業所「和楽」の小池と言います。

地域生活支援部会の中で、活動方針の後半の方に、「過去に実際に

あった災害の経験や反省などから、平時に用意しておくべきだったこと～」というふうに書いてあったんですけど、ちょうど今年、阪神大震災から30年、能登半島地震から1年経って、被災について検証する場面がたくさんあったと思うんですけど、一時避難所の様子を見ると、未だに「体育館に毛布」みたいな状況がとて多くて、もしかしたら議論されてるのかもしれないですけど、そういうプライバシーが守られないような災害対策というか、一時避難場所っていうのはちょっと古いんじゃないかというか、実際その後、台湾で地震が起きた時なんかは、すぐにテントが室内に張られてプライバシーを守るような対策がすぐ出されたと思うんですけど、実際に障がい者避難所じゃなくても、お年頃で人と会えない人だとか、パニックを起こしたっていう方など、過ごせない人たちがいるっていうことを考えると、もし準備がなされていたら申し訳ないんですけど、そういうのは検討してほしいなというふうに思ってここに書いてあったので、もしなされいてなかったらお願いしたいなと。

幾野部会長

ありがとうございます。

一時避難所のプライバシーに関するところの話は、富津市の防災安全課の方も部会員の中に入っていて、そういう確認をしたところ、ちょっと個数までは把握はしてないんですけども、適宜そういうパーテーション等はもう物品の購入で備蓄はしてあるというような話は伺っているところです。

今回、民生委員さんの研修会をさせてもらった中で、やはり避難所の開設はされるけれども、実際地域で生活をしている障がいのある方とかが「避難所への行き方」「避難所への避難の仕方」みたいなところがとてもその手段に困っているというところの話がちょっと浮き彫りに出てきたりしていたので、その辺りなんかも引き続き検討を重ねていきたいと思っていますところ。

島津会長

私から1点聞きたいところがあるんですけども、就労支援部会なんですけれども、ちょっと事務局の方に確認したいんですけども、優先調達推進法が施行されてからもう7、8年？もっと経つんですけども、現在、富津市役所の方でこの優先調達推進法に関わる業務委託っていうのは、今どのぐらいあるんでしょうか。

能城係長

お答えいたします。

	今資料がなくて具体的な件数は分からないのですが、昨年度は業務委託といたしまして、草刈りであったりとか、そういった業務を10件前後ぐらいは実績としてありました。
島津会長	分かりました。過去よりは、だいぶ増えてはいるのか。
能城係長	一昨年よりも件数は増えております。
島津会長	今後もそういう障害者施設への委託を増やしていただければなど思っておりますので、よろしくお願いします。 それと、もう一点なんですけども、地域生活支援部会で評価の中で民生員児童委員と連携ができるかを検討するという文言があるんですけれども、今までやってきた中で、何かしら連携ができるような具体的なものっていうのはあったんですか。
幾野部会長	地域生活支援部会でということですよ。
島津会長	はい。
幾野部会長	地域生活支援部会として連携することが何かあったかという、ちょっと具体的には出てきてはいないんですけれども、当事者の方、福祉事業所の方、地域で見守りをしてくださる方々で構成されている地域生活支援部会なので、万が一、有事の際に地域の方の一番近くにいる支えられるのは誰だろうねっていう話になった時にやはり、民生委員さんなんじゃないかっていうようなお話から、それでは実際に民生委員さんがどのような動き方をされているのかとかというところを、実は恥ずかしながら部会員としても詳しく知ってる人が多くなかったということで、今回このような勉強を開催したっていうことでもありますので、これから具体的にどのような連携がしていけるかというところは、引き続き取り組んでいきたいと考えております。
島津会長	よろしくお願いいたします。 他にご意見等ありますか。
清川委員	ケアセンターさつきの清川です。

	就労支援部会の方にお伺いしたいと思います。 障害者就労施設物産展のことについてなんですけど、毎月第2第4でやられているということで、とても回数が多いなというふうに思っています。 どんな感じで盛り上がってるのか、利用者さんも参加されてお店を出されているのか、ターゲットをどういう方にしているのか、ちょっと見に行ったことがないので分からなくて、その辺を教えてくださいなと思います。
近藤部会長	ご質問ありがとうございます。 優先調達推進法の販売に関しましては、私が所属している事業所も参加させていただいておりまして、率直な感想を申し上げますと、人は少ないです。 やはり市民の皆様だったりとか、平日でありますので、人はちらほらというところであります。「望みの門新生舎」さんのパンであるとか、「アトリの丘」さんのお野菜であるとか、お菓子、お弁当、ブルーベリーだったりというところがあります。うちは、基本的には「シェーネ・シュレー」は物作りとして食べられないものを出しているんですが、ターゲットというふうに言いますと、いらしたご年配の方が多いかなという印象があります。 やはり、パンであつたり、食べ物というのはすごく売れているかなという印象と、市の職員さん、市長の高橋さんをはじめ、必ず来てくださるという状況で本当にありがたく思っております。 なので、決してすごく人が多いかとなると、賑わっているのは本当に昼休みのちょっとした時間に食べ物をお買いになって来た方たちがちょろちょろと居るといったところでしょうか。 以上です。
島津会長	「販売スタッフに利用者がいるのか。」という質問があつたかと思うんですが。
近藤部会長	失礼いたしました。 基本的にはどの事業所もスタッフと利用者様が大体人数でいうと1対2あたりが多いでしょうか。というふうに見ております。
島津会長	よろしいでしょうか。

渡邊委員	育成会の渡邊です。 今の質問に引き続きの質問なんですけど、人がいない、なるほど、販売しているのが市役所の通路ですよね。確かに、市役所に用事のない方は来ない。お年寄りばかりで来ないということもあると常々思うんですけど、富津市の図書館がジャスコの中に入りましたので、あの図書館の前のフロアで一般の人たちが流れているようなところで販売はできないのかなっていつも思うんですが、その点はどうでしょうか。
島津会長	その点は事務局どうですかね。イオンもいろいろな食べ物とか売っているんで、その辺で食べ物を売るのにいろいろ許可とかあると思うんですけども、事務局どうですか。
能城係長	お答えいたします。 今お話のありました、図書館前等の市役所以外の場所での販売会につきましては、先ほど部会長さんの方からも報告があったかと思うのですが、「市役所以外の商業施設の駐車場等利用する販売についての検討も～」ということがありますので、そちらについては部会の中で検討した中で、部会の中には市の職員も入っておりますので、部会の中でそういうふうな動きが出てきた時には、イオンさんであったりとか、そういうところにも交渉をしながら進めていきたいと考えております。
島津会長	他にありますか。 (質問なし) よろしいですか。 それでは、他に質問等はないようですので、議題（１）「令和６年度部会等活動報告及び令和７年度部会等活動方針について」を終わります。
島津会長	（２）富津市基幹相談支援センターの令和６年度事業実績報告及び事業評価について 続いて、議題（２）富津市基幹相談支援センターの令和６年度事業実績報告及び事業評価についてを議題といたします。 事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明をお願いしたい

と思います。

平野課長

障がい福祉課の平野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）についてご説明いたします。

資料は１５ページからとなります。

まずは、資料に記載はございませんが、富津市基幹相談支援センターの概要を簡単にご説明いたします。

富津市基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であります。

公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人 薄光会と委託契約を締結、令和３年４月１日に開設し、障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関する事、相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組に関する事、など、富津市基幹相談支援センター設置要綱第４条に定める７つの業務を実施しております。

基幹相談支援センターの運営に関しましては、国の地域生活支援事業実施要綱において、市町村は、基幹相談支援センターを委託するに当たっては、協議会等において、実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこととなっています。

今回、委員の皆様には、令和６年度の事業実績報告及び事業評価についてご説明させていただき、ご意見を伺いたく、お願いさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の大森管理者からご説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

大森管理者

富津市基幹相談支援センターえこの管理者の大森と申します。

よろしくお願いいたします。

ページめくっていただきまして、１６ページから資料、大変多くございますので、かいつまんでというか、重要なところを説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど課長の方から７つの事業ということでしたが、実際は９つ事業をやっております、そちらをご案内いたします。

一つ目がいわゆる「総合相談」と言われているものになっておりまして、それを実現するために、国家資格を持つ専門職、福祉と隣接領

域の専門職の職員を配置しておりまして、私も含めて常勤・非常勤含めて6名体制で、運用している状態です。

総合相談の現状としましては、17ページのところにあります。上の方に定例会の開催ということがありますが、実際にケースに対応することもあるんですけども、そのケースに対応する前の段階としてですね、他機関との平時の繋がりというのを大事にしておりますので、市の障がい福祉課のケースワーカーですとか、くらしと仕事の相談支援センターとか、中核さんとか、地域包括支援センターさんとかとの会議を平時において連携を重視しておりまして、こちらの会議を必ずやっている形になっております。

その下の成果としまして、その上記定例会とかをずっと普通にやっていますので、それに隣接するようなケースに出会ったときに連携・連絡が大変スムーズになっているというのが現状であります。

その下に傾向というところがありますが、基幹センターとしては、利用者さん本人とご家族ってということよりも、他の機関からの相談ですね、それがすごく多いなっていうような印象を持っています。

そして障がい福祉に関しては、サービスを使うということになると、いわゆる計画相談、相談支援専門員の方にケースを渡していくことにもなるんですけども、そこに繋ぐまでにですね、かなり時間を費やす、丁寧に繋ぐという意味では、そのようなことが多いかなというふうな傾向がございます。

ページめくっていただきまして19ページに自己評価のところがございます。特にですけども、2つ項目がですね、業務の質（正確性）のところでは、基幹（えこ）の中でも週に1回は必ず打ち合わせを行ってまして、職員間の意思疎通を重視して、私からの指示、指揮命令等の漏れがないような感じにしておるということと、一番下のところ企画力・計画力ですね、庁内の周知もありがたいことに進んでおりまして、庁内においては、内線を使えるような形をさせていただいてるんですけども、障がい福祉課だけではなくて、教育委員会とか保健師さんとか、高齢者支援係とか、そういう違うところからご連絡いただいて、すぐチーム編成をするというようなことができるようになっております。

続きまして、20ページ相談支援事業所に対する指導・助言・人材育成となっております。

中段下の報告というところに、市内相談支援事業所訪問というところがあると思います。

富津市内には、計画相談、計画を書ける事業所が全部で4事業所ありまして、そのうち1つが私どもの事業所であります。

他の事業所3つに対して、年間4回訪問をさせていただいて、各事業所に伺って各事業所の困りごととか、ケース検討とか、ということをしていただいております。

市内の相談支援事業所が月に1回集まって連絡会を開催しているんですけども、それとはまた別に、個別に訪問させていただいて、ちょっと深い話っていうんですかね、質問事項もあってですね、ここで各事業所独自の課題についてアドバイスさせていただいたり、一緒に考えたりということをやらせていただいております。

いろんな県内の基幹支援センターの動きなどを見ると、この話をする「富津よくやってるね」っていうふうに言っただけのようなことがありますので、市内の計画相談支援事業所を大切にする動きとしては、我々も重視しているところでもありますので、引き続き行っていくこととなっております。

22ページ、業務の質、2番目のところについては、相談支援事業所のフォロー体制ができたということと、相談支援専門員はですね、上級資格として主任相談支援専門員というものがあるんですけども、市内に私を含めもう1名。2名いるという形になりまして、もう1人の計画書くことの専門として、主任相談支援専門員も一緒に各事業所に派遣をしていますので、プランの詳しい説明とか、書き方とか、かゆいところに手が届くようなご案内もできるような感じなのかなというふうに思っています。

あと、一番下の企画力のところですけども、通常、連携を取っています、地域包括支援センター、高齢部局のところですけども、こちらと一緒にですね、相互の交流研修などの企画もできているようになっていきますので、高齢障がい者、並びにいわゆる「8050」と言われるような家族への支援に取り組む時に、支援を組むのがスムーズになっているような実感がございます。

続きまして3番目ですね、23ページになります。施設や精神科病院からの地域移行についての話になります。

中段下のところにあります報告のところなんですけども、富津市には入院病床を持っている精神科病院はありませんので、その代わり、入所施設が2つあるというようなのが特徴になっていますので、そちらからも地域移行ということを富津の特性としてですね、取り組んでおります。

これは、市内に「豊岡光生園」と「どんぐりの郷」がありますので、管理職の方と地域移行に関する検討をしていきたいんだという話を受けて、管理職の了解のもと、サービス管理責任者レベルと実務者会議を検討していきまして、施設から出るっていうことを目標にするというよりは、本人のニーズはどこにあるのかっていうのをしっかり検証する場にしていこうということで、年間何回か重ねさせていただいております。こちらも継続させていただいて、いわゆる「意思決定支援」に携わるような業務を推進していけたらいいかなというふう思っているところです。

めくっていただきまして、24ページが自己評価という形になっています。特に一番下のところですね、企画力・計画力のところで今ご案内しました、障害者支援施設からの地域移行ということで、各入所施設の方たちとしっかりお話ができるというのは、一朝一夕に地域移行するようなことにはいきませんので、粘り強く一緒に考えていくようなことを継続していければと思っております。

25ページが4つ目で、権利擁護・虐待の防止に関することという形となっております。

こちらは我々、基幹センター単独で成年後見を処遇するとか、虐待防止をどうこうするというのではなくて、障がい福祉係との連携の中で、そのような権利侵害があるような、疑われるようなケースに出会った場合には、係と連携していくということを大前提としていくという形になっています。

その中でも、「きみつ愛児園」さんから毎年、虐待防止研修をやってほしいというご依頼をいただいていることもありますので、研修講師となって虐待防止の研修をさせていただくようなこともございます。

ページめくって26ページが自己評価となりますが、一番下のところですね、計画力・企画力のところで、協議会を通じ、虐待防止に関する研修企画へ参画し、外部講師と研修を組み立てることができました。我々が講師でやることもありましたし、先日行った権利擁護部会の意思決定支援の研修や、合理的配慮の研修もいろいろ企画の方から携わらせていただいているということがございます。

続いて27ページ、地域生活支援拠点等に関することになります。こちら中段のところにあります報告なんですけども、地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置することができています。

これは実は、専任で配置できていない市町村が多いので、できてい

るということは、一応頑張ってるなっていうことは、私個人としては思っているところでございます。

そして、ポツを1つ挟みまして、今年度、地域生活支援拠点に登録しているケースが18件ぐらいあるんですけども、これを登録したままで終わらせないで、その変化について必ず確認しようということで、こちらは障がい福祉系の能城係長をはじめ、必ず出させていただいて、毎月ケース検討をさせていただいています。

このケース検討は、いわゆるケース会議とちょっと異なり、地域の繋がりみたいなものが、ちゃんと保たれているかというのを確認するようなタイプということで、他の会議とはちょっと毛色が違う形なんですけども、しっかり計画相談の担当がついていても、なかなかサービスに繋がらなくて「絵に描いた餅」になっていないかどうかとか、計画がついてないがゆえに誰も関わる人がいないんじゃないかというところを検証する会議になっていて、ここが丁寧にされると要は問題化しない、表面化しないっていう部分なので、予防的な動きをですね、しっかり来年以降もやっていけたらということですね。

自己評価としましては、29ページのところで、特に業務の量という形で、シートなどを活用したということと、あとは理解力・判断力、4番目のところなんですけども、コーディネーターの活動を重視して、予防的支援を行うことができたことは良かったかなというふうに思っているところです。

続いてページめくっていただきまして、30ページが医療的ケア児支援のための体制整備に関してであります。

こちら我々は、報告のところにありますように、医療的ケア児コーディネーターを専任で配置させていただいています。

こちらは基幹の中に作業療法士がいますので、この役割にあてています。

医療的ケア児の協議の場に関することは4市合同で行っているんですけども、富津の場合は、良くも悪くも人口が少ない中で、医療的ケア児の支援が必要なお子さんの全数把握がすぐ出来ましたので、具体的な支援に移ることができています。

こちらについては、具体的な活動の展開というところで詳しく書いてあるんですけども、カナリエさんとかにご協力いただいて、保育所を届けるって言うんですかね。そういうような企画の中で、おうちに伺って医療的ケアのあるお子さんに保育を届けるみたいな企画が

できたのはすごくいい取り組みだったのではないかということもちょっと思っているところです。

ページをめくっていただき、32ページが自己評価になっております。

知識・技術力の真ん中のところで医ケアコーディネーターを配置して、研修に参加したり実務者として活動することができたのは良かったかなと思うのと、その下の、全数把握できましたので具体的な活動に移ることができたということはすごく良かったのかなと思います。

こちらも行政として、千葉市の事例なんかを聞くと、全数把握するだけで何か月もかかるという形があったりとかっていうことを聞きますので、我々は即動けるという状況があるのは、これは田舎の特性というか強みだったりするのかなと思いながら活動させていただきました。

続きまして33ページ、精神障がいにも対応した地域ケア包括ケアシステムの構築に係る状況になります。

こちらは報告にもありますよう、圏域や市の開催する会議の方には、当然委員として参加させていただいているということではあるんですけども、それ以外に、富津のこの体制の独自の動きとしてですね、「小さな家族の勉強会」という形で精神障がいがある方が家族にいる家族の方のピアの場っていうのを「和楽」さん方でご協力の元、こちらに書いてあるような開催ができたことと、ページめくっていただきまして34ページに「おしゃべり場」という形で開催しているんですけども、当事者のピアの場ですね、こちらを開催することができたのはすごく良かったなと思います。

子ども部会の方で子育て交流会を毎月開催しているのと同じような感じですね、基幹の担当が毎月待ち構えてというか招待して、当事者の方が思い思いのタイミングで来て、帰っていただいて、いろんなことをお話していただくというようなことがこちらで繰り返し広げられています。

毎月開催して定例化されていますので、富津の場合はアクセスを考えるとどこでやるのがいいのかっていうことをいろいろ思ったんですけども、市役所でっていうことで、今のところ一応良いかなというふうに思っていることと、もしかしたら、天羽地区みたいなところは出張みたいなのをやれたら良いなと思っていて、そういうところの検討ができればと思っております。

その自己評価が35ページになりまして、我々としてはこの「小さな家族の勉強会」と「おしゃべり場」を作り出して継続していることはすごく大きいことかなと思っていますので、最大の自己評価という形をつけさせていただいているというふうになっております。

続いて、36ページの8番目の事業になります。こちらは、基幹センターの中に「総合相談」という枠があるんですけど、それとは別に、市町村が必ず行わなければいけない障害者相談支援事業という事業も一緒に引き受けていますので、いわゆるケースワークの部分の業務という形になっております。

こちらについては37ページの中段ぐらいになります。いわゆる、困難事例とされるケースの対応があります。困難事例とされるケースというのはどういうことかと言うとですね、例えば手帳を所持しない障がい疑いがある世帯がありまして、かつ僻地とかですね、その世帯が障がい者だけの世帯とか、高齢者に認知症があるとか、そういうようなところになると、訪問の日程調整や移動に関する時間とかですね、様々な支援機関が介入することになりますけども、その難しさなどで、接触までも時間がかかってはいくんですけども、ラポール形成、いわゆる関係性構築ですね、やっぱりこちらが雑になってしまうとそのまま支援に影響が出ますので、その辺を一生懸命やっているとこの形になります。

チームがしっかり入るまでの道のりっていうんですかね、プロセスが分かりづらかったり、支援機関の数が多くなればなるほどその支援機関のプロセスのイメージがちょっと違ったりしますので、こちらは足並み揃えていくっていうことにもかなり苦労しているという形になっております。

課題検討のところに載せましたが、その3番目に重層的支援体制整備事業というところを文言として入れましたけれども、私が言いたいことは、障がい者支援、障がい者福祉のことをですね、障がい者の機関だけではもはや太刀打ちできないっていう状況があって、教育ですとか、保健ですとか高齢ですとか生活困窮ですとか、他分野と一緒にやっぱりやっていくっていう体制がなければ、その中で障がいのある方たちはどうしても一番後回しにされてしまうという形がありますので、その複合ケースに対応できるような体制を今後も模索していきたいと思っていますし、そういう体制ができてくると基幹センターの職員のモチベーションにも関わってくるなとも思っていますので、引き続きこちらはケース対応とともに体制整備も用意

していきたいなと思っています。

ページめくっていただきまして、38ページから自己評価という形になります。

こちらが一番下のところですね、庁内の周知が一定程度進んでおりますので、「こんな相談していいかしら」「こんな話どう考えたらいいいかしら」というのが他部署からもいただいているような状況がありまして、我々が受けて、これを障がい福祉係に報告・相談した方がよいなと思うことは即時対応させていただいて、一緒にケースワーカーさんにやっていただける体制がありますので、大変助かっている状況がございます。

最後に、前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随することということで、3点、我々として思っています。

1つが、この総合支援協議会の事務局を一部一緒にやらせていただいているということと、2つ目に県の事業であります、障害者療育支援事業を使って市内の保育所や小学校に巡回させていただいているということと、3つ目に令和元年の台風の被害を踏まえて、防災に関することをしているということがあります。

1つ目、総合支援協議会に関しては、4部会は先ほど各部長からご説明ありましたが、そちらの方には必ず関わりを持たせていただいて、各会議、その会議の前の打ち合わせ、講師打ち合わせなどにも私の方で必ず関わりをさせていただいて、一貫した協議会の体制が進めるように体制を整えているという形になっております。

2番目の障害児等療育支援事業に関しては、基幹センターの中にいる心理士とOT（作業療法士）とが、引き続き市内を巡回させていただいています。

これがもう10年以上行っている事業でもありますので、41ページの中段ぐらいであります、健康づくり課さんや教育センターさんとの連携ですとか、要対協の方にも委員として入らせていただいておりますので、要対協の家庭の障がいのあるお子さんのことに関してなどは、一緒に考えたりアドバイスさせていただいたりということもございます。

去年、今年と学童の事業所の方からも、学童にいる障がいのあるお子さんとか、そういうお子さんをどう考えるのかっていう研修依頼をいただいて、我々が研修講師となって、学童の相談員さんに講師をさせていただいているような機会もやらせていただいたりしています。

4 2 ページになりまして、防災関係ですね、防災関係に関しては我々単独でやるというよりは、先ほどの地域生活支援部会と合同で活動させていただいているということがあるのと、それとは別に防災安全課の方で、災害対策コーディネーターの話が今年度もありましたので、基幹の方からも2名参加させていただいて、災害時にどういうふうな展開をするのかっていうイメージ作りをさせていただいているような形となっています。

4 3 ページの方に自己評価書いてありますが、3事業まとめて書いてある形になっていますので、こちらの方はご確認いただければと思います。

4 4 ページの方に、私どもの自己評価と市の評価の相対表というのがありますので、そちらの方もご覧になっていただければと思います。

長くなりましたが私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

平野課長

ありがとうございました。

今開いております、4 4 ページの資料ですが、市からの事業評価についてご説明いたします。

業務ごとに、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の自己評価と市の評価を記載しております。

自己評価は225点中163点、市の評価は225点中160点となります。なお、昨年度は自己評価・市の評価ともに153点でした。

市の総評といたしましては、概ね実施計画どおり出来ていること、また、相談の内容も多種多様なものとなっているが、関係機関と連携する等、ケースに応じて丁寧に対応を図ることが出来ていたこと。また、基幹相談としての立場を理解し、主体的に取り組むことが出来ていたことから、事務局としては、令和7年度も引き続き、「富津市基幹相談支援センター」と委託契約を締結し、事業を実施して参りたいと考えております。

なお、基幹相談支援センター運營業務については、利用者又は他事業所との信頼関係の構築やセンター運営の安定性を考慮し、契約初年度から3年間は同一事業者へ委託するものとしておりますが、障害者総合支援協議会の承認を得る必要がございます。

現在、契約している「社会福祉法人 薄光会」については、令和6

年度から令和 8 年度の契約を予定しておりますので、令和 7 年度についても引き続き、「社会福祉法人 薄光会」へ業務委託することについて、承認いただきたいと考えております。

以上で、議題（２）「富津市基幹相談支援センターの令和 6 年度事業実績報告及び事業評価について」説明を終わります。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明がございましたが、何かご意見やご質疑はございますか。

渡邊委員

育成会の渡邊です。

育成会が今年度 1 月に防災訓練講座っていうものを、保護者、障がい者の親を集めて、市役所から防災の出前講座をしたんです。

その時に思ったのは、保護者の方は全く何て言うんですかね、一般の防災訓練には参加できない、うちの子は車いすでないと逃げられないのに、車使っちゃいけないのっていうところからの質問から出てしまうんですね。

そういう意味でも防災関連のところでの計画のところには、保護者の参加ができるようなものも来年度取り入れてほしい。こんな講習会・講座をやってますよっていうのを、保護者向け、障がい者の保護者向けに周知にしてほしいです。

島津会長

事務局の方、どうですか。

平野課長

ご意見ありがとうございます。

検討していきたいと思います。

島津会長

他にご意見等ありますか。

清川委員

ケアセンターの清川です。

意見ではなくて、いろいろやってるなと思って、すごいっていうのが正直なところ、すごい良くやってるなっていうのがあります。結構私、他の協議会とか出てますけど、富津が一番すごいなっていうふうに、ちょっと思ってますごくびっくりしているところです。

問題に対して、各項目の問題というかそういうのがすごく明確にお持ちになっていて、それに対してどういうふうにやっていったら

良いのかっていうのはよく協議されてるんだらうなっていうのをこの書類を見て思いまして。

質問じゃなくてすごいなという感想がありましたので、お伝えさせていただきました。

島津会長

ありがとうございます。他にありますか。

ちょっといいですか、39ページの1番上に基幹相談支援センターほうきぼしってなってるんだけど、これは「えこ」ですか。

大森管理者

失礼しました。これは誤植が残っているだけです。

島津会長

わかりました。

島津会長

意見があったように、すごく基幹相談いろいろやっていただいているのはわかるし、大変だなと思います。これだけやってるのがよくわかりましたので、今後もよろしく願いしたいと思います。他にはよろしいですか。

(質問なし)

それでは、他にご意見等ありませんので、続いて、基幹相談支援センター運営業務について、令和7年度も引き続き「社会福祉法人薄光会」に業務委託することを承認することについて、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

なければ、基幹相談支援センター運営業務について、令和7年度も引き続き「社会福祉法人 薄光会」に業務委託することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員でございます。

よって、基幹相談支援センター運営業務について、令和7年度も引き続き「社会福祉法人 薄光会」に業務委託することについては、障害者総合支援協議会として、承認いたします。

以上で、議題(2)「富津市基幹相談支援センターの令和6年度事業実績報告及び事業評価について」を終わります。

(3) いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の施策の進捗について

島津会長

続いて、議題（３）「いきいきふつつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

能城係長

それでは、議題（３）「いきいきふつつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について」説明いたします。

資料４５ページをご覧ください。

本計画は、障害者総合支援法第８８条第１項の規定により、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画と、児童福祉法第３３条の２０第１項の規定により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を一体のものとして、令和６年３月に策定いたしました。

計画期間は、令和６年度から令和８年度でございます。

本計画を策定するにあたり、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が示され、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標と、成果目標を達成するための活動指標を計画に見込むことが適当である、とされております。

このことから、本市では、国の基本指針及び市の実情に即し、成果目標及び活動指標を設定し、計画を策定したところでございます。

４６ページをご覧ください。

成果目標と活動指標の一覧表でございます。

記載のとおり、８つの成果目標と、その成果目標ごとに活動指標が設定されております。

なお、８つの成果目標については、全て従前の計画から継続となっております。

それでは、各成果目標順に、進捗状況を報告させていただきます。なお、項目が非常に多いことから、要約してご説明させていただきます。

す。

47ページをご覧ください。

「(1) 施設入所者の地域生活への移行」でございます。

47ページから50ページにかけて、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。

51ページをご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況といたしましては、

①の地域生活移行者数は、目標値を下回っておりますが、現在、施設入所者のうち、1人は自宅への退所を計画しております。

引き続き、基幹相談支援センター及び行政が中心となり、市内障害者支援施設と共に、地域生活移行に向けた方策について検討してまいります。

②の施設入所者数は、令和6年12月末時点で52人となっており、目標値を下回っておりますが、成果目標の基準である令和4年度末時点の施設入所者数と比較すると2人減少しており、更に1人は自宅への退所を計画しております。

活動指標については、ほとんどの障害福祉サービスが計画値を下回っておりますが、就労継続支援B型や就労定着支援など、計画値を上回っているサービスもあります。また、重度訪問介護や就労継続支援A型など、利用時間数や日数は計画値を下回っているものの、利用人数は計画値以上となっているサービスもあります。

今後も関係機関と連携し、地域移行の体制整備が図られるよう、努めてまいります。

続いて、52ページをご覧ください。

(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。

成果目標については、県設定項目となっております。

また、「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を下段に記載しております。

なお、活動指標の①から④に記載の「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」とは、令和3年度に君津圏域4市が共同で設置した「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」のこととなります。

53ページをご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況といたしましては、

①③④⑤は計画値を達成しています。なお、⑥は計画値及び令和6年12月末現在での実績ともに、「0」となっております。

②については、令和6年度は年3回の開催となり、会議においては、困難ケースに対する事例検討を行うことで、連携体制の構築に努めました。次年度以降の会議では当事者、関係者の参加について検討して参ります。

⑦⑧⑨については、計画値を下回っております。精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、引き続き関係機関と連携しながら環境整備に努めて参ります。

続いて、54ページをご覧ください。

(3)「地域生活支援の充実」でございます。

54ページから55ページに、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。

55ページ下段をご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況といたしましては、①「地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討」については、前年度の運用状況に関する検証及び検討を行いました。今年度の運用状況に関する検証及び検討は、来年度当初に評価と併せて実施いたします。

②「強度行動障害を有する人への支援体制の整備」については、支援ニーズ等検討の場の設置には至りませんでした。来年度以降、基幹相談支援センターを中心に、実施方法について検討して参ります。

活動指標については、①は令和4年度に設置していることから、計画値を達成しております。②は計画値どおりの配置となりました。

③及び④については、来年度当初に評価を実施し、併せて新たな目標を設定して参ります。

続いて、56ページをご覧ください。

(4)「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。

「成果目標と目標値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を中段以降に記載しております。

なお、活動指標については、前期計画までは市町村における活動指標がありましたが、今期計画からは都道府県における活動指標のみとなりました。

57ページをご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況といたしましては、

①「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」について

は、令和6年12月末現在で7人となっており、目標値の3分の2を上回っています。

特に、今年度は就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者が多く、目標値を既に達成しています。

②「就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合」は62.5%となっており、目標値を達成しております。

③「就労定着支援事業の新たな利用者数」は3人となっております。ここで、その後の表記に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。「令和8年度末までの目標値7人」とありますが、「10人」の誤りとなります。それと併せて、「1/3を上回っています」とある箇所を「約1/3となっております」と訂正していただきますよう、お願いいたします。

改めて読み上げますと、「就労定着支援事業の新たな利用者数は3名で、令和8年度末までの目標値10人のうち約1/3となっております。」となります。大変失礼いたしました。

④「就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合」については、今年度利用者がいた、全ての就労定着支援事業所で就労定着率が7割を上回っており、目標値を達成しております。

続いて、58ページをご覧ください。

(5)「障がい児支援の提供体制の整備等」でございます。

58ページから59ページに、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。

59ページ下段をご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況といたしましては、

①の「児童発達支援センターの設置」「保育所等訪問支援体制」、②の「児童発達支援事業所」「放課後等デイサービス事業所」については、計画策定時点で設置済みの事業所が現在も事業継続していることから、目標値を達成しております。

③の「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」については、令和5年度に君津圏域4市により共同設置された、「君津圏域医療的ケア児等支援協議会」で、令和6年度は会議が3回開催されました。

「医療的ケア児等に関するコーディネーター」については、配置人数が5人となっており、目標値を達成しております。

活動指標につきましては、令和6年12月末現在で、「児童発達支援」の利用日数及び利用人数、「放課後等デイサービス」の利用人数は、事業者数が少ないことから、計画値を下回っておりますが、その他については、全て計画値を達成しております。

続いて、60ページをご覧ください。

(6)「相談支援体制の充実・強化等」でございます。

中段以降に、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。

61ページをご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況ですが、成果目標は①②ともに活動指標の進捗状況と関連があるため、活動指標と併せてご説明いたします。

活動指標ですが、成果目標①「基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」のうち、①「相談支援事業所に対する専門的な指導・助言」については、令和6年12月末現在では計画値に達していませんが、月1回、相談支援事業所連絡会を開催し、市内の相談支援事業所に対して助言・指導を行うとともに、意見交換を実施しております。3月まで実施予定ですので、計画値は達成される見込みです。

また、市内各相談支援事業所を四半期に1度訪問し、各事業所の事情に合わせた助言・指導、意見交換、ケース検討・依頼等も行っております。

②「同事業所を対象とした人材育成に係る研修の実施」については、富津市地域包括支援センターと共催し、富津市ケアマネジャー協議会員及び一部富津市外居宅介護支援事業所を対象に、障害福祉サービスについての研修を1回実施いたしました。しかしながら、計画値を下回っているため、来年度以降も引き続き、人材育成のための研修について検討して参ります。

③「同事業所との困難事例に関する検討会議の開催」については、相談支援事業所連絡会において事例を取り上げ、情報共有や意見交換等、検討してまいります。

④「主任相談支援専門員の配置人数」については、計画値を達成しております。

次に、成果目標②「富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善」の活動指標⑤「相談支援事業所の参画による事例検討実施回数」については、0回とな

っております。来年度以降、実施方法について検討して参ります。

続いて、62ページをご覧ください。

(7)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」でございます。

中段以降に、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。

63ページをご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況ですが、

成果目標については、令和6年4月の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの報酬改定の際には、事前に事業所へ請求事務に必要な情報提供を実施した結果、複数の事業所が同じ請求エラーをすることも少なかったため、研修等は実施しませんでした。今後、各種制度の改正等があった場合には、必要に応じて関連する関係機関との情報共有の場や説明会を開催いたします。

活動指標については、①は計画値を達成しております。引き続き、現地での研修だけではなく、Zoomによる研修等について、開催案内があった際には積極的に参加して参ります。

②については、成果目標でも説明したとおり、複数の事業所が同じ請求エラーをすることも少なかったため、事業所からの問い合わせに個別対応をして参りました。今後、大きな制度改正があった際には、請求について間違いやすいポイント等を整理して配布するなど、必要に応じて共有・指導を図ってまいります。

続いて、64ページをご覧ください。

(8)「発達障がい者等に対する支援」でございます。

中段以降に、「活動指標と計画値」に対する「令和6年12月末現在での実績」を記載しております。なお、成果目標はありません。

64ページ下段をご覧ください。

令和6年12月末現在での進捗状況ですが、①については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者はおりませんでした。今後は、保護者からのニーズ調査を行い、実施方法について検討のうえ、受講者の獲得に向けて取り組んで参ります。

②については、計画値を達成しております。

③については、ピアサポートの活動への参加はなかったため、ピアサポート活動についての周知方法について検討し、積極的な広報活

	動を実施して参ります。 簡単ではございますが、以上で議題（３）「いきいきふつつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について」の説明を終わらせていただきます。
島津会長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたけれども、この件に関して何かご質問等ありますでしょうか。
小池委員	福祉施設から一般就労への移行等というところなんですけど、割と時間をかけて就労支援部会なんかが、チャレンジオフィスをやってきたと思うんですけど、それについての記載が無くて、今どんな状況なのか、もし把握していたら教えていただきたいなと思いました。
島津会長	事務局お願いします。
平野課長	市の方で行っているチャレンジオフィスの方ですが、現在３名の方が関わっております。
島津会長	他にありますか。 （質問なし） それでは、他に無いようですので、議題（３）いきいきふつつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗についてを終わります。 ４「その他」
島津会長	続いて、議題（４）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。 （意見なし） 他にないようですので、以上で議題を終了いたします。
４．その他	
島津会長	次に、４「その他」として、事務局から何かありますか。

小野田部長

それでは、事務局より2点、お話をさせていただきたいと思います。

まず私から、前回の会議の中で島津会長からご質問がありました、重層的支援体制整備事業について、そこで富津市の状況等についてというお話がありまして、そのときにお答えできませんでしたので、本日になってしまいましたが、お話をさせていただきたいと思います。

結論から申し上げますと、現時点では富津市において重層的支援体制整備事業は進めておりません。

皆さんもご存知のことと思いますが、この重層的支援体制整備事業とは社会福祉法第106条の3に規定されます、地域生活課題の解決に資するため、包括的な支援体制を整備するための代表的な手法として創設された事業ということになっています。

具体的には、包括的相談支援、地域づくり支援、多機関協働支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的かつ重層的に整備する事業であり、これらの支援の連携が図れていないような地域等において、その解消を図るための事業ということになります。

このようなことから、富津市におきましては従来から各福祉分野におけます、既存の各相談窓口がそれぞれ自主的に横の繋がりを持って、分野横断的な支援体制が構築されており、一定の包括的な支援体制が既に構築されていると認識しております。

この既存の体制の構築には富津市の区域内に千葉県が設置されています、中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」さんが寄与されていることや、本協議会の委員の皆様をはじめ、区域内の各関係機関の主導的な取り組み、努力によりまして、支援者同士が、分野を超えて、顔の見える関係性を構築いただけていることが大きく影響しているものと認識しております。改めて感謝申し上げる次第でございます。

以上のことから、現時点ではこの事業について、特に緊急の必要性を持って整備しなければならない状況ではないと判断しているところでございます。

なお、地域でご尽力されている皆様方には、この重層的支援体制が整備されていないことによって、支援が行き届かない方ですとか、事業がうまく回らないなどといった、先ほど大森さんから重層的整備事業をお求めになるようなお話もありましたけれども、地域課題等を把握された場合には、引き続き情報提供をいただきたく、お願い申し上げます。

これらの情報を共有させていただき、重層的支援体制整備事業の

	実施についてやはり必要であるというように考えることになりましたら、改めて体制整備を検討したいと考えておりますので、現状については引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。 簡単ですが、以上で重層的支援体制整備事業についての現時点の市の見解を報告させていただきます。
能城係長	続きまして、事務局より2点目のご連絡となります。 次回の会議についてのご連絡となります。 例年、計画策定年度を除き、本会議は年2回開催しております。来年度は計画策定年度ではないことから、年2回の開催を予定しております。 令和7年度第1回目の会議は令和7年5月頃の開催を予定しております。開催に際しては、改めて文書にて通知させていただきますので、ご承知のほど、よろしくお願い申し上げます。 事務局からは以上です。
島津会長	事務局から4.その他について説明がありましたけれども、この件に関して何かご質問等ございますでしょうか。 小池さん何か。
小池委員	小野田部長さんの説明がちょっと難しくてわからなかったんですけど、「既に体制ができているからいらない」と言っていたにも関わらず、「体制を作る必要がない」と仰っている意味がちょっと僕わからなかったんですけど。えこさんが中心になって、「重層みたいなことができているから作らないんだ」というふうに最初おっしゃっていたんですけども、後半になると、「その整備をする必要性が今ない」というふうに仰っていたと思うんですね。 「もう既にできているから、必要がない」というのと、その「整備をする必要がない」また別の理由なのかわからないですけど、ちょっと僕、理解できなかったんですけど、どうですか。
島津会長	部長の方からは、今の福祉においては分野横断的なそういう色々な機関があって、それが現実動いているから、今は必要ないだろうっていうお話ですね。
小野田部長	はい。

島津会長

ただ、それが必要になってくれば、また市の方は重層整備を考えていきますよってということだと思うんですけども、ただ私も思うところがあって、前にちょっと説明を聞いたんですけども、大森さんの方でも、基幹の方の37ページにも多問題があって、障がい分野に特化している基幹相談支援事業所が重層的な役割を果たしてしまっているところが大部分と思っていると思うんだよね。

ただ、それを基幹相談のえこの方にやっているからといって、実際に富津市として、この重層的体制整備事業は今はいらないってのが、やっぱりちょっと私も納得ができないところで。例えば、これをするための費用対効果なんかもいろいろ聞いたんだけど、例えば君津地区の4市の中で3市は既に始まっている訳だよね。それで、富津以外の3市も1年間のこの重層にかかる事業費とか、そういったものを富津市の方ではそれを見ているのか、大体それがどのぐらいの金額で動いていっているのか。

今は必要ないっていう言い方じゃなくて、必要だからこそ基幹の方でそういう動きをしているんだと思うんだよね。

ただ、それだけだと、全体的にまだグレーになってしまった人を救えないところなんて出くるわけですよ。君津ふくしネットも確かに富津市にあるんだけど、君津ふくしネットの人数だけでこの4市を全部補完していくというのは、かなり厳しいところがあるのは私もわかっているんですけども、そういったところで、今は必要ないっていう考え方は行政の中で持っているってこと自体がちょっと私は納得はできません。

小野田部長

ありがとうございます。

費用面については、ちょっとはっきり申し上げられない状況です。

考え方としまして、今皆さん方のおかげさまで回っているのも、改めて重層的体制整備というようなことは、そういうふうにする必要はないんじゃないかというようなことで話をさせていただいたつもりです。

ですが、大森さんからのお話もあつたりですね、また現状をやはりそのようにした方が、体制としてやりやすいというような声が大きかったりすれば、それはやはりまた考えていかなければいけないなというふうには思っています。

ずっといらないというようなつもりではないです。

島津会長	今、部長が言うように、いろいろな形で分野横断的に富津市って昔からそういう重層的な取り組みをしている訳だよね。 今すぐにでも重層を始めようと思えば、それなりの関係機関、集まれるはずなんです。 まして、総合支援協議会の中でそういった人たちもいっぱいいるし、お膝元に君津ふくしネットがいて、バックアップ機能も持っている、その中でやっぱり4市の中で富津市だけやっていない、それが充実しているから今必要ないっていうのは、せっかくこういうことを国がやろうとしているのに、なぜ富津市はこれをすぐできるのにやらないのか。足りない部分はもしかしたら出てくるかもしれないんだよね。 本当に1人のケースを大森さんが見たときに、その家庭に対して、高齢施策だったり、保健だったり、障がいだったり、貧困だったり、虐待だったり、DVであったりいろいろなことが重なってくるんだよね。それを今本当にうちの市で全部横断的にやれているっていう認識なんですか。
小野田部長	隅から隅までは把握しきれていないところはありますけれども、特にできていないということも聞いておりませんので、皆さんのご協力で富津市はそういう体制が事実上できているというふうに考えています。
島津会長	実際に重層的な役割をしていて、大森さんどう感じてますか。そちらに座っていてちょっと言いづらいかもしれないんだけど。
大森管理者	ありがとうございます。 言いづらいですけども、私は、基幹センターの中でも一応管理的立場におりますので、ケースに携わることは実はあまり多くはなくて、チームを作ったり、機関連携のスーパーバイズみたいなことをすることが多いんですけども。私以外の職員がケースに接した際に、障害福祉政策でニーズが解決するものは、計画相談にお願いして、障害福祉サービスを使って、本人の生活が成り立っていけば良いということは実際あるんですけども、それだけではないケースが本当に多くて、そうするとケースに出会った職員が何を考えるかという、これは高齢や保健や教育やいろんな分野と連携しなきゃいけないって

いう話になったときに、高齢には高齢、教育には教育、保健には保健、各分野の文化やお作法とかがいろいろあると思いますので、そういうところに注視して失礼のないようにチームを組んでいくということをやると、ものすごい時間がかかるんですよ。

ましてや、本人は困っていないみたいなことになっていくと、さらに誰がどういうふうにチームを組んで進めていくのかっていうリーダーシップを発揮しづらいみたいな感じになっていて。基幹センターの方にみえているなら、「基幹が旗振れば」みたいな感じにはなっていくんですけども、障がい分野じゃないところの指揮命令を我々が取るというのは本当にやりづらかったりするというのがあったりして、各分野には各分野の専門性で見立てと、背負っている法律がありますから、その人たちが関わる中で、その人たちに手柄を取っていただき、このチームを組んで良かったというふうに言っていただくチーム編成の成功体験なども担っておりますから、そこには膨大な労力と力が必要で、しかもそれがなかなか見える形にならないので、それも対応しても「1件」っていう形のものになっていきますから、本当に私は基幹センターの現場の職員に本当に頭が下がる思いで、現場の職員が堂々と仕事ができる体制を作りたいというのが私の切なる願いであったりします。

重層を語れるほど私も実践があるわけではないのですが、そこは体制が整備される中で守秘義務がある程度緩和されて具体的な話ができるとか、あとは当事者を呼ばない形の会議が堂々とできるっていうような括りもあったりしますので、これは重層的支援会議だっという話になると、堂々と各分野を超えて集まって、各分野のことを言っても良いんだっという体制になっていくのは多分やりやすいだろうな、他の分野との交流も深まるだろうなっていうことは思っていますので、私としては、この重層的支援体制整備が敷かれるということは、最大の支援者支援になるだろうなっていうことを思っております。

利用者や地域に向かっていく職員が堂々とケースに向かっていけるような体制になるだろうというふうに思っているのですが、そういう未来があったら良いなというふうに思っているところと、できているじゃないかって言うっていただけるのは、私がこの業務に携わらせていただいて15年近くを思うと、本当にそういうふうに言っていた日が増えて嬉しいなっていう反面、ずっと背伸びをしている状態でありますので、やはりそれは、高回転のエンジンをずっと回し

ている状態であり、通常運転じゃないんですよ。

だからやっぱり、業務が滞ることの危険性もありますし、職員が疲弊してしまう危険性もありますので、機関連携がしやすくなるというところは最大の良いポイントなんじゃないかなというふうに思っているところですので、せっかく今日、会長の方が話題に出していただいたので、継続的にこれが必要なのかっていうような検討する場などいただけると、とてもありがたいなというふうに思っているところです。

島津会長

本当に職員が疲弊してしまわないようにすることも考えていかなければいけない。

やっぱり、この事業って国が努力義務ではやっているんだけど、やはり本当に必要な事業であるっていうふうに私は感じている。ただ、ここは障がい者に特化した総合支援協議会なので、ここでいくら言っても、市の行政として取りまとめるところで真剣になって考えてもらわないと、事業として立ち上がらない。重層のバックアップ支援体制としては、中核の君津ふくしネットがいろいろとアドバイスとかくれると思うんです、その中で並木さん、今中核として思っていることをちょっとお話していただきたいんですけど。

並木委員

ありがとうございます。

君津ふくしネットの並木です。

私の中核として感じることで、富津市さんがこういう結論までに至った経緯っていうのもいろいろあったんだろうなというのは、すごく感じました。

私たち、年に何回か重層の研修やらせてもらって、それで富津市のご担当の係長さんも必ず来てくださいました。

すごく一生懸命考えた結果だろうなっていうのを感じながら聞いていました、というところと、確かに仰るように基幹のえこさんが今、保健師さんだったり、他の課からいろいろな相談を受けて動いてらっしゃるっていうところも実際にわかって、すごく本当におまかせしているなということを感じまして、私達も一緒に動ける部分は一緒に動いて、少し担えたらといったところを感じました。

富津市の重層という今、お話がありましたけど、今後も引き続き考えてくださっていただけるっていうところは私たちも一緒に考えていきたいなと思います。

島津会長	ありがとうございます。 他に何かありますか。 (質問なし)
小野田部長	大変だと思うんだけど、今後も引き続き重層に関しては、事業としてやっていく方法をちょっと検討していただきたいというところが、この協議会としてもお願いしたいところです。 例えば、県内で12市町村で立ち上がっているのも、まして、この君津地域で3市は始まっているので、例えば予算とか、どんなふうに行っているのか行政の方でも確認していただいて、もしできるならば重層を4市肩を並べてスタートしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。 いろいろとご意見ありがとうございます。 今、並木さんから担当係長もそういう場の研修とかも行っているということでお話していただきありがとうございます。 そういう場に出ている中で、実際にやっている自治体の話を聞いた中で、そういう整備しているという看板を掲げているんですけど、実態ができていないという方が多いのであれば、県の担当者からも看板がなくてもできているんだしたら、それでも構いませんよというような話もあった中で、でしたら、改めてそういうふうな看板を富津市として、掲げなくても大丈夫じゃないかということで、一応今のところは、そういう作らないという話をさせていただいたところで、また大森さんとかですね、いろいろとまた今後、その必要性も詰めていってですね、やはり必要ということであれば、検討しないとは言っておりませんので、その辺についてはまた今後も引き続き状況も変わることもありますでしょうから、研究して検討していきたいとは思っております。
島津会長	それではよろしくお願いいたします。
5. 閉会	(15:55)
島津会長	他になければ、以上をもちまして、令和6年度第2回富津市障害者総合支援協議会を終了いたします。 ありがとうございました。

